

昭和三十八年法律第二百二十六号

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等
に関する法律 抄

目次

第一章 関係法令の一部改正等(第一条―第三
十九条)

第二章 経過措置(第四十条―第四十五条)
附則

(登記官吏等に関する規定の適用)

第三十九条 他の法令中登記官吏又は供託官吏に
関する規定は、登記官又は供託官に関する規定
として適用するものとする。

(原則)

第四十条 商業登記法及びこの法律による改正後
の規定は、別段の定めがある場合を除き、この
法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただ
し、この法律による改正前の規定によつて生じ
た効力を妨げない。

2 この法律の施行前にしたこの法律による改正
前の規定による処分、手続その他の行為は、商
業登記法及びこの法律による改正後の法令の適
用については、別段の定めがある場合を除き、
当該法令の相当規定によつてしたものとみな
す。

(登記官及び供託官)

第四十一条 この法律の施行の際登記官吏又は供
託官吏として指定されている者は、登記官又は
供託官として指定されたものとみなす。

(支配人の登記)

第四十二条 この法律の施行の際支配人登記簿に
されている会社その他の法人の支配人の登記
は、すみやかに、法務省令で定めるところによ
り、会社その他の法人の登記簿に移さなければ
ならない。

2 前項の登記については、同項の規定によりそ
の登記を移すまでの間は、商業登記法第五十二
条又はこれを準用する規定にかかわらず、なお
従前の例による。

(本店移転の登記等)

第四十三条 この法律の施行前に、商業登記法第
五十七条第二項、第六十九条第三項若しくは第
七十三条第一項又はこれらの規定を準用する規
定によれば同時に申請又は嘱託すべき登記の一
部について登記の申請又は嘱託があつたとき
は、それらの登記の手続及び期間については、
なお従前の例による。

(罰則)

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(省令への委任)

第四十五条 この章に定めるもののほか、商業登
記法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置
は、法務省令で定める。

附則

この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三
十九年四月一日)から施行する。